

令和8年8月吉日

お客さま各位

あぶくま信用金庫

「当座勘定規定」の改定について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応により、
下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

今後もお客さまの利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・**専**当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定内容

- ・手形・小切手の最終振出期限の設定（最終振出日：令和8年9月30日）
- ・他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了
（受付終了日：令和8年9月30日）

詳細につきましては、別添の新旧対照表をご参照ください。

3. 改定日

令和8年9月1日（火）

以 上



あぶくま信用金庫

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

新	旧
<u>（２０２６年９月現在）</u>	<u>（２０２６年４月現在）</u>
第１条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他証の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、令和８年１０月１日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （２）～（４）（略） 第２条～第６条（略） 第７条（手形、小切手の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、<u>令和８年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （２）～（４）（略） 第８条（手形、小切手用紙） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和８年９月３０日までに振出してください。</u> （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和８年９月３０日までに振出された手形であることを確認してください。</u> （３）～（６）（略）	第１条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他証の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>（追加）</u> （２）～（４）（略） 第２条～第６条（略） 第７条（手形、小切手の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>（追加）</u> （２）～（４）（略） 第８条（手形、小切手用紙） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>（追加）</u> （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること<u>（追加）を確認してください。</u> （３）～（６）（略）

アンダーライン部分が変更箇所です。

新	旧
第9条～第16条 (略)	第9条～第16条 (略)
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2） (略)	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (追 加) （2） (略)
第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により拒絶することがあります。</u> （2） (略)	第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (追 加) （2） (略)
第19条～第33条 (略)	第19条～第33条 (略)
〈約束手形用法〉 (略)	〈約束手形用法〉 (略)
〈小切手用法〉 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. ～9. (略)	〈小切手用法〉 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>(追 加)</u> 3. ～9. (略)

㊤当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

新	旧
（２０２６年９月現在） 第１条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他証の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、令和８年１０月１日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （２）～（４）（略） 第２条～第６条（略） 第７条（手形の支払） （１）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。<u>ただし、令和８年９月３０日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> その他の手形、小切手の支払いはしません。 （２）～（３）（略） 第８条～第２７条（略） 〈約束手形用法〉（略）	（２０２６年４月現在） 第１条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他証の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>（追加）</u> （２）～（４）（略） 第２条～第６条（略） 第７条（手形の支払） （１）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。<u>（追加）</u> その他の手形、小切手の支払いはしません。 （２）～（３）（略） 第８条～第２７条（略） 〈約束手形用法〉（略）

アンダーライン部分が変更箇所です。